

職長・安全衛生責任者能力向上教育の根拠

このたび（平成29年2月20日付け）厚生労働省より、建設業に従事する職長及び安全衛生責任者に対し、概ね5年ごと（又は機械設備等に大幅な変更があった場合）に、「建設業に従事する職長等の能力向上教育に準じた教育」の実施を推進するよう、新たにカリキュラムその他を定めた通達文書により都道府県労働局及び関係団体等に通知されました。

